

戦後日本のNOCの存在と オリンピック・ムーブメント復帰に関する研究 — IOC総会および1948年オリンピック大会 組織委員会議事録の検討を中心に —

和所 泰史 (環太平洋大学)

Research on the existence of NOC
and return to the Olympic movement in postwar Japan
— Focus on investigation of minutes of
IOC Session and Organizing Committee for the 14th London 1948 —

WASHO Yasushi
(International Pacific University)

はじめに

1) 問題の所在と背景

第二次世界大戦が終結し、戦後最初に開催された夏季オリンピック大会は1948年の第14回ロンドン大会（以下、「第14回大会」と略す）である。1936年に第11回ベルリン大会を開催して以降、戦争の影響によって1940年第12回東京大会、1944年第13回ロンドン大会が中止となり、国際オリンピック委員会（International Olympic Committee、以下「IOC」と略す）としては、12年ぶりの開催に至った。ロンドンが1948年大会の開催地に選ばれた理由は、1939年6月に1944年の第13回夏季オリンピック開催地に決定していたため（結局、第二次世界大戦により中止）、準備が最も迅速にできると判断されたこととされている¹⁾。戦後最初の大会にもかかわらず、第14回大会は59ヶ国・地域から4106人の選手が参加し²⁾、史上最高だった前回の1936年第11回ベルリン大会

の49ヶ国・地域3956人を上回った。しかしながら、この第14回大会に日本は招待されなかった。

当時、日本が第14回大会に招待されなかった理由は、国内オリンピック委員会（National Olympic Committee、以下「NOC」と略す）の存在の有無を指摘していた記事が国内の新聞雑誌に多く掲載されていた³⁾。日本のNOCは、1909年にIOC委員に就任した嘉納治五郎によって、1911年に創設された。翌年開催される第5回オリンピック・ストックホルム大会に日本選手団を派遣するため、選手派遣の母体となる組織として設立された「大日本体育協会」がそれである⁴⁾。この大日本体育協会は、第二次世界大戦中の1942年4月に政府の外郭団体となり名称も「大日本体育会」となった⁵⁾。その後、大日本体育会は戦後に民間団体となり、1948年11月には「日本体育協会」へと改称された。

当時の日本のNOCについては、日本体育協会(1963)⁶⁾によると「太平洋戦争によって、世界

の孤児となったドイツと日本とは、スポーツにおいても孤児となって、国際オリンピック委員会からも、各種目の国際競技連盟からも、NOCや国際競技の加盟権を失なって、圏外に置かれてしまった」と述べている。しかし、日本体育協会・日本オリンピック委員会（2012）によると、第14回大会に参加するためには2つの条件があり「ひとつはIOC公認のNOCがあること、もうひとつは参加競技団体が国際競技連盟に加盟していること」⁷⁾と指摘している。すなわち、戦後日本のオリンピック・ムーブメント復帰にはNOCの存在をIOCに承認されることが重要であったと言えるだろう。

戦後の日本の国内スポーツは急速に進展していたが、国際スポーツ関係はやや立ち遅れていた。日本体育協会（1963）⁸⁾によると、「これは当時の日本の現状と国際政治情勢の関係上、やむを得ないことであったが、1948年第14回オリンピック・ロンドン大会の開催や同年第42回IOCロンドン会議等の情報が伝わるや、著しくこれに刺激されて、NOC及び各種目別団体の国際競技連盟への復帰問題がやかましく論議されるようになった」とされている。当時の大日本体育会のオリンピック・ムーブメント復帰に向けた動向については、和所（2019）⁹⁾が「戦後の大日本体育会は真実かもわからないIOCや第14回大会組織委員会の報道を頼りに第14回大会参加のための糸口を懸命に模索し、迅速にNOCを創設するための組織の改変や寄付行為の変更を行って大日本体育会がNOCであることを明確にしていた」と報告している。このように、日本がオリンピック・ムーブメントに復帰するという目的を遂行するためには、NOCとしての立場を明確にする組織改変は欠かすことのできない重要な意味を持っていた。また、オリンピック大会に日本が参加するためには、IOCが日本のNOCの存在を承認し、大会の組織委員会からの招待状を受ける必要があった。

2) 本研究の目的と方法

本研究の目的は、戦後日本のNOCの存在につ

いて、IOCと第14回大会組織委員会がどのように認識していたのかを明らかにするものである。本研究の課題を達成するために、第一に、IOCの見解についてIOC総会の議事録から検討を行うこと、第二に、第14回大会組織委員会の見解について同委員会の理事会議事録から明らかにし、同時期に行われたその他の国のNOC承認の議論とも比較していきたい。

本研究における検討の前提として、オリンピック大会への参加が認められる、すなわち大会組織委員会から招待状が送付されることに関する『オリンピック憲章』上の規定を確認しておきたい。『オリンピック憲章』（1946年版）¹⁰⁾におけるオリンピック大会への「招待状」に関する規定は第3章第4項において「大会参加の招待状は、第一に国内オリンピック委員会を確立したすべての国々に組織委員会から送付される」とある。この規定に則れば、大会の組織委員会はNOCが確立されている全ての国に招待状を発送しなければならなかった。

ところが、IOCが戦後最初に改正した『オリンピック憲章』（1949年版）¹¹⁾ではこの規定は以下のように変更されている。「大会参加の招待状は国際オリンピック委員会の指示にもとづき組織委員会から送付される」（第3章31項）。この改正により、オリンピック大会ごとに招待状の送り先の判断がIOCに委ねられることとなった。『オリンピックレポート』¹²⁾（1948）によると、この改正は「オリンピック大会を主催するものはIOCであるという一線が非常に濃化した」「この規定でオリンピック参加の意思表示をするにはNOCを組織してIOCに承認されることが先決条件となった」と述べられている。

本研究で検討する時期は、この1949年の規約改正の直前にあたる時期である。したがって、日本のNOCの存在確認とオリンピック大会参加の可否の判断に関するIOCや組織委員会での議論は、招待状送付に関するIOCの権限を強めようとする議論とほぼ同時に進行した可能性が考えられる。

1. IOC総会における第14回大会に影響を与えるNOC承認の議論

日本国内における新聞報道によれば、第14回大会組織委員会による各国NOCに対する大会への招待状の送付予定は、1947年3月下旬であると報じられていた¹³⁾。一方、第14回大会の公式報告書によると、招待状は1947年4月14日に発送された¹⁴⁾。日本国内で当初報じられていた時期よりは2週間程度、送付が遅れたと考えられるが、この4月に発送された招待状には、日本宛のものは含まれていなかった。

さらに第14回大会の公式報告書によれば、1947年4月14日以降にも招待状が送られていた¹⁵⁾。このように複数回に分けて招待状の送付が行われた背景には、第二次世界大戦直後という特殊な状況があった。それは、1947年4月14日以降に開催されたIOC総会で、新たな加盟NOCの承認が行われ、それらのNOCに対しても招待状が送られたためである。しかし、1947年4月14日以降の発送においても、日本への招待状は含まれず、最終的には日本が招待状を手にすることはなかった。

それでは第14回大会組織委員会が各国のNOCに招待状を送付する期間、日本のNOCはIOCにおいてどのように位置づけられていたのであろうか。そこで本節では、1947年4月14日以降、第14回大会までに開催された3回のIOC総会（1947年ストックホルム総会、1948年サン-モリッツ総会、同年ロンドン総会）において行われたNOC承認審議を中心に、総会の議事録を検討する。

1) 1947年IOCストックホルム総会におけるNOC承認審議

1947年に開催されたIOCストックホルム総会（6月19日～21日）は、IOC委員としての地位が継続していた永井松三からの打電が紹介されるとともに、共同通信社の記者を介してIOCとの交信を行うことに成功した戦後最初の総会であった¹⁶⁾。

IOC議事録を検討したところ、この総会では合

計11のNOCの承認審議がなされた。この審議を経て、新たなNOCとして承認されたのは、南朝鮮¹⁷⁾、イラン、ビルマ（現在のミャンマー）、グアテマラ、パナマ、トリニダード・トバコの6ヶ国であり、承認がなされなかったのは、キュラソー、ジャワ、シンガポール、レバノン、ラトビアの5ヶ国であった¹⁸⁾。議事録によれば、これら承認されなかった5ヶ国のうち、3ヶ国の不承認の理由は以下のものであった。当時オランダの植民地であったキュラソーとジャワは、オランダを経由した承認要請ではなかったことが、否決の理由とされていた。また、ラトビアについては、NOCの設立がイギリスを通じてIOCに通知されたものであり、IOCはこの承認を否決したことが記されていた。この否決の背景は、当時のラトビアがソ連の占領下にあったことを考慮しなければならない。すなわち、ソ連の占領下にある地域からのNOC承認の申請が、ソ連ではなくイギリスを経由している状況を認めることは、国際情勢に影響を与える可能性があるとの判断がなされたと考えられる。なお、シンガポール、レバノンについては、否決の事実しか記載されておらず、理由は明確には示されていなかった。

これらの承認審議に加えて議事録の同項には、日本とドイツのNOC承認に関する内容が記されていた。この総会の約1年前に開催された戦後最初のIOC総会であるローザンヌ総会（1946年9月3日～6日）には、日本、ドイツのNOCの存否に関する議論や、両国のオリンピック大会への参加に関する議論は記録されていない¹⁹⁾。したがって記録上は、このストックホルム総会において、戦後初めて、日本とドイツのNOCの存否が議論されたといえる。

この議事録によれば、ドイツに関する議論については「ドイツ：オリンピック委員会はフランクフルトにおいてまさに創設されたところである。この承認は否決された」と記されている。ただし、この総会の記述は、1ヵ月後の1947年7月に発行された“IOC Bulletin”第5号に掲載された議事録²⁰⁾とは表現に食い違いがみられる。

Bulletin版「NOCの承認」の項のドイツの欄には、次のように記されている。「オリンピック委員会はフランクフルトにおいて、まさに創設されたところである。この承認については延期することが決定した。」このように、議事録では「否決」、Bulletinでは「延期」という、明らかに意味の異なる記述がなされているが、このような記述の違いが生じた理由は解明することができなかった。Buschmann、Lennartz (1998)²¹⁾によると、ドイツのオリンピック委員会は、第14回大会参加を目指して、ストックホルム総会の直前の1947年6月7日～8日にスポーツ代表者約100人がフランクフルトに集まって創設された。しかしながら、IOCの拒否を受け、多くの人が落胆したとされている。

一方、日本に関する議論とみられる議事録部分は、国名にあたる箇所「東京」との記述がなされていた。IOCが日本を「東京」と表記した理由は不明であるが、ここでは、この「東京」との箇所を日本に関する議論として取り扱うこととする。議事録によれば「この国（日本：筆者）のオリンピック委員会は現在も存在しているとの申し出がIOCになされた。この問題については、審議しないこととなった」とされていた。議事録における「申し出」とは、この総会期間中の6月19日に、IOC委員であった永井松三が共同通信社を通じてIOC会長エドストローム宛に送った電報²²⁾を指すと考えられる。この議事録から、オリン

ピック大会に参加することを目指していた大日本体育会にとって極めて重要であったNOCの承認は、ストックホルム総会では審議対象にもならなかったことがわかる。

なお、前述のドイツのNOC承認の審議に関連して言及した“IOC Bulletin”第5号上には、総会の議事録とは別に「1948年ロンドンおよびサン-モリッツ大会への招待国一覧」について記載された頁があり、その頁には「ソ連の立場」という項があった。この項の末尾には「ドイツおよび日本においては、承認されたNOCが存在しない」²³⁾との記述が添えられていた。この記述に従えば、NOCの再承認を申請していたドイツと同様、日本のNOCをIOCは承認していなかったと判断される。

2) 1948年サン-モリッツ総会におけるNOC承認審議

翌年、1948年1月30日から開催されていた第5回冬季オリンピック・サン-モリッツ大会に合わせ、IOCサン-モリッツ総会（1948年1月29日～31日、2月2日～8日）が行われた。この総会では、新たにコロンビア、レバノン、パキスタン、シリア、プエルトリコの5ヶ国のNOC承認審議が行われ、すべての加盟が承認された²⁴⁾。このうちレバノンについては、前回のストックホルム総会でNOC承認が否決されていたが、この総会では承認されている。レバノンが承認に転じた理由

Allemagne. - Un Comité Olympique vient d'être constitué à Frankfort. Sa reconnaissance est refusée.

Tokyo. - Avise le C.I.C. que le C.O. de ce pays existe toujours. Il est décidé de ne pas entrer en matière.

Allemagne. — Un Comité olympique vient d'être constitué à Francfort. Une décision à ce sujet est remise à plus tard.

Tokio. — Avise le C. I. O. que le C. O. de ce pays existe toujours. Il est décidé de ne pas entrer en matière.

図1 1947年IOCストックホルム総会の議事録。

上が議事録の原本であり、下は“IOC Bulletin” No.5に掲載されていたものである。

は記されていない。この総会でNOCが承認された5ヶ国は、いずれも第14回大会に招待され、参加している²⁵⁾。なお、この総会の記録には日本およびドイツのNOCに関する議論はみられなかった。

一方で、同議事録にはニュージーランドのIOC委員であったアーサー・ポリット (Arthur Espie Porritt) の報告の項があり、そこには「この機会に保健体育、レクリエーション、リハビリテーションの国際会議を組織化し、進行状況を説明するため1948年7月23日～25日にロンドンで会議を開催する。ドイツと日本を除く世界のすべての国を招待する」と記載されていた。これは、オリンピック大会と直接関係はないが、日本とドイツを招待しない姿勢は、他の組織にも及んでいることがわかる。

なお、IOCサン-モリッツ総会の前にあたる1947年11月発行の“IOC Bulletin”第7号には第5回冬季オリンピック・サン-モリッツ大会の招待国について書かれている。そこには「一方、ドイツや日本のような国は、現在国内オリンピック委員会を持っていないため、オリンピックへの参加が認められていません」²⁶⁾とある。ここでもNOCが存在しないことを理由に、大会への参加を認められなかったこととなっている。

また、IOCサン-モリッツ総会と同時期にあたる1948年1月に発行された“IOC Bulletin”第8号では「日本からのニュース」と書かれた記事があり、当時のIOC委員であった永井松三からIOC宛に、日本オリンピック協会を設立した目的を述べた書簡の内容が掲載されていた。そこには「日本のNOCは戦後の活動を再開したこと」や「日本オリンピック協会を創設し、その目的は国際親善を強化するとともに、国民のスポーツ生活の向上を図ることを支援することによってオリンピック・ムーブメントを奨励することである」²⁷⁾といった内容が掲載されていた。この内容から、日本オリンピック協会設立の意図はオリンピック・ムーブメントに対し、より深く関与する組織の整備にあり、永井は、そのことをIOCに示していた

ことがうかがえる。

3) 1948年ロンドン総会におけるNOC承認審議

第14回大会前後にはロンドンでIOC総会 (1948年7月27日～29日、8月13日) が開催された。この総会では、イギリス領ギアナ (現在のガイアナ)、イラク、シンガポール、パキスタン、プエルトリコ、シリアの6ヶ国がNOCとして承認されたことが議事録に記載されている²⁸⁾。ただし、ロンドン総会でのNOC承認については「会長はサン-モリッツ総会以降に承認された新たなNOCのリストを読み上げた」とする事後報告形式の記録となっている。

このロンドン総会でNOCが承認されたパキスタン、プエルトリコ、シリアの3ヶ国は、すでに前回のサン-モリッツ総会の議事録にも承認が記録されていた。なぜ、このように重複して承認が記録されることになったかの理由は不明である。また、これら3ヶ国以外のイギリス領ギアナ、イラク、シンガポールについては、この総会以前に承認として取り扱うことが決定されていたとみられる。なお、上記3ヶ国 (イギリス領ギアナ、イラク、シンガポール) はいずれも第14回大会に参加している²⁹⁾。

日本のNOCに関する議論の記録は、IOCロンドン総会の議事録には存在しなかったが、総会直前にロンドンで開催されたIOC理事会 (1948年7月23日～24日) の議事録上では確認することができた。議事録では「新たなNOCの承認」の審議のひとつとして日本が議題とされていた。議事録によれば「ブランデー氏はこの国 (日本：筆者) のスポーツ組織の存在は確認されているとの報告を行い、理事会も再びそれを認めるべきであると判断した。アバーディア卿は、英国軍の感情は、ドイツ人に対するものよりも日本人に対する批判の方が非常に強いと述べた」³⁰⁾と記録されている。協議の最終的な結果、日本のNOCの承認は保留されることとなった。この理事会議事録からは、当時、IOC理事会内部でも、日本の承認について賛否両論があったことがうかがえる。

ちなみに、前述した“IOC Bulletin”第8号では「日本からのニュース」と書かれた記事が掲載され、次の第9号（1948年3月発行）からNOCのリストに日本の住所が掲載されるようになった³¹⁾。つまり、この1948年3月の時点でIOCは日本のNOCの存在を確認していたと読み取ることができる。しかしながら、IOCロンドン総会では議論の対象にすらならなかったのである。

以上のように、本節では第14回大会開催年にあたる1948年になってからの段階であっても、IOC総会においてNOCとして承認された国は複数存在し、それらの国のNOCには第14回大会への招待状が送付されたことが明らかとなった。しか

し、1947年1月から3月にかけて、第14回大会組織委員会は「日本、ドイツはNOCが存在しないため大会には招待しない」³²⁾ことを公式に発表し、それが変更されることはなかった。それでは、この公式発表の前後に第14回大会組織委員会では、どのような議論が行われていたのか。そこで次節では、第14回大会組織委員会理事会における議論を検討する。

2. 第14回大会組織委員会による招待国検討の議論

第二次世界大戦終結後の戦後処理の混乱が残る中、1948年夏季オリンピックの開催地がロンドン

表1 1947年～1948年のIOC総会での新たなNOC承認、否認を受けた国

1947年IOCストックホルム総会

国名	IOCの対応	第14回大会への参加
南朝鮮	承認	参加
イラン	承認	参加
キュラソー	否認	不参加
ジャワ	否認	不参加
ビルマ	承認	参加
グアテマラ	承認	不参加
パナマ	承認	参加
トリニダード	承認	参加
シンガポール	否認（1948年承認される）	参加
レバノン	否認（1948年承認される）	参加
ラトビア	拒否	不参加
ドイツ	拒否（Bulletinでは延期）	不参加
東京（日本）	議論されず	不参加

1948年IOCサン-モリッツ総会

コロンビア	承認	参加
レバノン	承認（1947年時は否認）	参加
パキスタン	承認	参加
シリア	承認	参加
プエルトルコ	承認	参加

1948年IOCロンドン総会

イギリス領ギアナ	承認	参加
イラク	承認	参加
シンガポール	承認（1947年時は否認）	参加
パキスタン	承認（前回すでに承認）	参加
プエルトルコ	承認（前回すでに承認）	参加
シリア	承認（前回すでに承認）	参加

に決定したのは、1946年2月14日であった。この決定を受け、イギリス・オリンピック委員会は約2年半でオリンピック大会の開催を実現させなければならなかった。1948年第14回オリンピック・ロンドン大会組織委員会が組織されたのは、開催地決定から約1ヵ月後の3月14日である³³⁾。組織委員会委員長はIOC委員でもあったバーレー (Lord Burghley) が就任し、組織委員会はIOC委員であったアバーディア (Lord Aberdare)、ベネット (Noel Curtis-Bennett)、ニュージールランドのIOC委員であるアーサー・ポリットなど14名で構成された。組織委員会の主任にはホルト (E. J. H. Holt)、組織委員会の書記長にはベヴァン中佐 (Lt-Col T. P. M. Bevan) がそれぞれ就任した³⁴⁾。同時に組織委員会の理事会も設立され、理事長には組織委員会委員長のバーレーが選出されるとともに、エヴァン・ハンター大佐 (Colonel Evan A. Hunter) ら7名で構成された。この第14回大会組織委員会の理事会は1946年に15回の会議を開催し、第14回大会の準備を急いだ³⁵⁾。これら理事会が審議した内容に、大会に招待する国に関する議論が含まれていた。

本節ではイギリスのイースト・ロンドン大学 (University of East London) に所蔵されている、1947年1月～4月の第14回大会組織委員会の理事会議事録 (Minutes of the Executive Committee of the Organising Committee for the XIVth Olympiad London, 1948) の記録を使用し、大会の招待国についてどのような話し合いが理事会内で行われていたのかを検討する。イースト・ロンドン大学には、1948年10月までの第14回大会組織委員会理事会議事録が所蔵されている。このうち、第14回大会の招待国に関する審議は1947年1月～4月に集中していた。このように審議が集中していたことは、第14回大会の招待状の送付が1947年4月14日に行われたことと符号する。また、前述したように、日本国内における報道においても、第14回大会組織委員会は1947年1月～3月にかけて「日本、ドイツを招待しない」と表明したとされ、これとも合致している。

第14回大会組織委員会の理事会が組織されて以降、最初に招待状の送付に関する記録がみられる議事録は1947年1月16日のものであった。この議事録によれば、組織委員会事務局長は1月末もしくは2月中旬までに招待状の準備ができる見込みであると報告している³⁶⁾。同年2月6日の理事会では、各国のNOCに招待状を送付することが決定したものの³⁷⁾、2月13日の会議では、招待状の作成作業に必要な電力の不足により送付が遅れることが報告がされていた³⁸⁾。

一方、招待状の送付時期が迫るにつれ、送付の対象となる国に関する議論も行われ始めた。1947年2月20日の理事会議事録には「各国への招待状の送付を準備するため、スレーター氏は現時点でのIOC BulletinからNOCのリストを用意したと報告した」³⁹⁾とある。第14回大会組織委員会は自ら招待する国を選定したわけではなく、IOCに承認されたNOCに大会への招待状を送付しようとしたのであり、『オリンピック憲章』の規定に則っていたと考えられる。

続けて1947年3月6日の議事録には、以下の記録がみられる⁴⁰⁾。

招待状完成版の複写が委員会に配布された。招待状が完成し、署名後、ただちにIOC Bulletinの最新号にあたる第3号の一覧にある53のNOCに郵送すべきとの意見が承認された。特定の国 (例えばビルマ、南朝鮮、カリブ海のグループ、バルシャ、ソ連) は、IOCに申請中、もしくは申請するであろうと思われる。委員会としては、これらの国に招待状を送る前に、IOCが受理したとの確認を待たなければならないということで意見がまとまった。

この議事録の記述にもとづき、大会組織委員会が招待状発送のために参照した“IOC Bulletin”の第3号 (1947年2月発行) に記載されているNOCの一覧を確認したところ、54のNOCが記載されていた⁴¹⁾。この一覧には日本のNOCは含まれていたが、住所欄は空白であっ

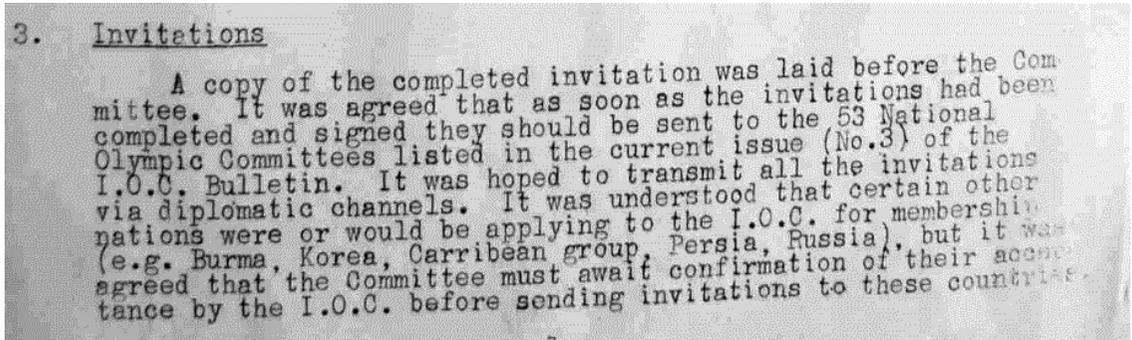


図2 第14回大会組織委員会第10回理事会議事録（1947年3月6日）の招待の議事

COMITES OLYMPIQUES NATIONAUX

Les adresses qui suivent sont, pour la plupart, celles que nous possédions avant 1939. Certaines d'entre elles sont périmées : nous serions nous extrêmement reconnaissant si nos lecteurs de nous signaler les nouvelles adresses qu'ils pourraient posséder. Nous les en remercions à l'avance.

Afghanistan :

M. Mohammed Yaqub Khan, Joint-Secretary of the Olympic Association of Afghanistan, Ministry of National Defence, Kabul.

Afrique du Sud :

M. Ira G. Emery, General Secretary of the South African Olympic Committee, P. O. Box 6267, Johannesburg.

Argentine :

Comité olympique argentin, Via monte 1366, Buenos-Aires.

Australie :

M. S. W. Eve, Hon. Secretary-treasurer, Australian Olympic Federation, N. S. W. Sports Club Ltd., Hunter Street, Sydney.

Autriche :

Comité olympique d'Autriche, D' Edgar Fried, secrétaire général, Rechle Bahngasse 18, Wien III.

Belgique :

M. Verdyck, secrétaire général du Comité olympique belge, 14, rue Guimard, Bruxelles.

Bermudes :

M. James Murray, Hon. Sec. Bermuda Olympic Association, P. O. Box 103, Hamilton-Bermuda.

Bolivie :

Comité olimpico boliviano, Senor Federico Nielsen Reyes, presidente, Casilla 852, La Paz.

Brésil :

M. Antonio Prado Jr., président du Comité olympique brésilien, av. Hygienesópolis 18, Sao Paulo.

Bulgarie :

Comité olympique de Bulgarie, Ul. Akaszkov 7, Sofia.

Canada :

M. Sidney Dawes, président, Montréal.
M. N. C. Hart, Hon. Sec. University of Western Ontario, London, Canada.

Ceylan :

M. W. H. D. Perera, Hon. Secretary-treasurer of the Ceylon Olympic Association, H. M. Customs, Colombo.

Chili :

M. Alfredo Riqui Ruiz, président du Comité olympique chilien, Casilla 3833, Calle Compana N° 1488, Santiago.

Chine :

Prof. Shou-Yi Tung, general secr. C.N.A.A.F., c/o Ministry of Education, Nanking.

Colombie :

M. Antonio Caeser Gaitan, secrétaire du Comité olympique de Colombie, Apartado 1610, Bogota.

Cuba :

M. Dr Armando del Calvo, secrétaire du Comité olympique cubain, Edificio Nova Scotia 201, La Havane.

Danemark :

M. Paul Ingholt, président du Comité olympique danois, Holmenskanal 12, Copenhagen.

Egypte :

Mrs Ibrahim Chahine, secrétaire général du Comité olympique égyptien, 13, rue Kaab-el-Nil, Le Caire.

Eire :

M. P. J. Kilkullen, Hon. Sec. of the Irish Olympic Council, Dolphin Hotel, Essex Street, Dublin.

El Salvador :

Comité olympique de El Salvador, Direccion General de Cultura Fisica, San Salvador.

Espagne :

M. Francisco Cadenas Blanco, secrétaire gén. du Comité olympique espagnol, Serrano 20, Madrid.

Etats-Unis :

M. Asa Bushnell, Hon. Secretary of the American Olympic Committee, 233, Broadway, New York City.

Finlande :

M. Wäinö Lehtinen, Prés. Comité olympique finlandais, Helsinki.

France :

55, Boulevard Hausmann, Paris VIIIe.

Grande-Bretagne :

Col. Evan A. Hunter, Hon. Secretary, British Olympic Association, 71, St-George's Square, London S. W. 1.

Grèce :

M. Jean Ketsas (1946), secrétaire général du Comité olympique hellène, rue Capsali 4, Athènes.

Haiti :

M. André F. Chevalier, président du Comité olympique haïtien, ministre plénipotentiaire de la République de Haïti, Ciudad Trujillo, République Dominicaine.

Hollande :

Comité olympique néerlandais, Nieuwe Uiting 26, La Haye.

Hongrie :

Comité olympique hongrois, V. Alkotmany utca 3, Budapest.

Indes :

M. S. M. Mainul Haq, Hon. Secretary of the Indian Olympic Association, P. O. Bankipore, Patna.

Islande :

Comité olympique d'Islande, Box 546, Reykjavik.

Italie :

Comité olympique italien, Stadio Nazionale, Rome.

Jamaïque :

M. Frank L. Myers, Hon. Secretary Jamaica Olympic Association, 21, Duke Street, Kingston.

Japon :

Liechtenstein :

D' Alfons Coop, secrétaire général du Comité olympique de Liechtenstein, Eschen.

Luxembourg :

M. Paul Bohr, secrétaire général du Comité olympique luxembourgeois, 22, rue Adolphe Diks, Luxembourg.

Malte :

M. P. Giorgio, Hon. Secretary Malta Olympic Committee, 25, Prince of Wales Junction, Sliema.

Mexique :

M. le Général Tirso Hernandez, président du Comité olympique mexicain, Calle de Tachca 14, Mexico D. F.

Norvège :

M. Thormod Rosman, secrétaire général du Comité olympique norvégien, Torggt. 2, Oslo.

Nouvelle-Zélande :

M. H. Amos, Hon. Secretary of the New-Zealand Olympia Association, P. O. Box 695, Wellington.

Palestine :

M. Nahum Heith, Hon. Secretary of the Palestine Olympic Committee, P. O. Box 466, Haifa.

Paraguay :

Comision de Fomento de la Cultura Fisica, Asuncion.

Pérou :

Comité olympique péruvien, casa del Deporte, Paseo de a Republica 159, Casilla 2245, Lima.

Philippines :

M. le D' Regino R. Ylanan, secrétaire-trésorier du Comité olympique des Philippines, P. O. Box 1905, Manila P. I.

Pologne :

Comité olympique polonais, Al. Jerozolimskie 45 m 8, Varsovie.

Portugal :

M. le D' José Pontes, président du Comité olympique portugais, rue Bramcamp 12, R. C. Lisbonne.

Roumanie :

Comité olympique de Roumanie, c/o. M. Georges A. Plagino 26, Strada General Praporgescu, Bucarest.

Suède :

M. Einar Raberg, General Secretary of the Swedish Olympic Committee, Strömberg, Stockholm.

Suisse :

M. Jean Weymann, secrétaire général du Comité olympique suisse, avenue Vinet 23, Lausanne.

Tchéco-Slovaquie :

Comité olympique tchéco-slovaque, 579 Prague II.

Turquie :

M. Nizamettin Kusan, secrétaire général du Comité olympique turc, Türk Spor Kurumu, Ankara.

Uruguay :

Comité olympique uruguayen, Rio Branco 1546, Piao 1 Montevideo.

Venezuela :

M. Santana Anzola, secrétaire du Comité olympique vénézuélien, Conde Este 10 bis, 114-1, Caracas.

Yougoslavie :

M. le président du Comité olympique yougoslave, Dalmatinska 2, Zagreb.

図3 “IOC Bulletin” No.3のNOCリスト

た。これを組織委員会が招待状を送ったとする53のNOCと照合した結果、招待状が送られなかったのは日本のNOCであったことが明らかになった。また、この1947年3月6日組織委員会理事会では、リストの54ヶ国に含まれていなかったビルマ、南朝鮮、ペルシャ（現在のイラン）、ソ連などの国々に関する議論も行われていたものの、日

本に関する議論は全く行われていなかった。

戦後、“IOC Bulletin”は1946年10月に第1号が発行された。この第1号においてもNOCのリスト⁴²⁾では、日本の国名は削除されていないものの、住所欄は空白であった。ドイツの記載内容と比較すると、“IOC Bulletin”第1号と第2号（1946年12月発行）のNOCのリスト⁴³⁾では、ド

イツは日本と同様、住所欄が空白の状態でご名のみ掲載されていた。しかし上述の組織委員会の招待状発送の元になった第3号のNOCのリストでは、ドイツの国名自体が削除されていた。したがって、戦後直後の混乱した時期、日本とドイツのNOCは連絡先不明の扱いとなっていた。ドイツに関しては、NOCの存在が“IOC Bulletin”第2号と第3号が刊行される間の時期に未確認の状態になったといえる。この点で、第3号でも継続して連絡先不明の扱いとなっていた日本とは、異なっていた。しかし、第14回大会組織委員会理事会の議事録をみる限り、日本とドイツのNOCの取り扱いに関する議論は一切存在しなかった。

1947年3月20日の理事会では、招待国に関して「会長と委員長により53ヶ国の国内オリンピック委員会への公式招待状への署名が行われた」⁴⁴⁾ことが報告された。さらに、1947年4月17日の理事会では、53ヶ国のNOCへの招待状の発送を完了したことが報告されていた⁴⁵⁾。この4月17日以降の理事会議事録では、大会に招待するNOCに関する議論の記録はみられなかった。したがって、これ以降、第14回大会組織委員会はIOC総会におけるNOCの加盟承認にもとづき、ほぼ自動的に招待状を送ったと見るべきであろう。

おわりに

本研究では、日本のオリンピック・ムーブメント復帰の条件として不可欠な戦後のNOCの存在に関する議論が、IOC総会および理事会、さらに第14回大会組織委員会の理事会において、どのように議論されたかについて検討を行った。

IOC総会および理事会の議事録から日本のNOCの存在の認否は、審議の延期や保留によって、明確にされてこなかったことが明らかになった。この背景には「存在が確認されている」と主張するアメリカのブランデージ (Avery Brundage) に対し、イギリスのアバーディアがイギリス軍の日本人に対する感情を持ちだすなど、IOC理事会内部において見解の相違がみられていたことがあったと考えられる。日本がアメリ

カを中心とした連合国軍の占領下にあり、イギリスのIOC委員が強い反日感情を示す中で、それでもあえて解決する必要があるとの認識はIOCにはなかったといえる。一方、国際社会において同じ敗戦国という立場にあったドイツの場合は、戦後再びNOCを設立し、加盟申請を行った。しかし、1947年IOCストックホルム総会で、ドイツの加盟は否決された。このようなドイツの状況と比較すれば、日本のNOCの存在については認否が明確にはなされず、非常に曖昧な位置づけのまま数年が経過したということである。

第14回大会組織委員会理事会の議事録では、“IOC Bulletin”のNOCリストには存在するが、唯一、所在地が不明である日本には招待状を送付しないという、いわば事務的な手続きの記録が残されていたのみであった。日本のNOCがリストに含まれていた以上、その所在地探索に関する議論や確認作業が行われる可能性はあり得たが、第14回大会組織委員会の理事会は、そのような動きを全く見せていなかった。ただし、Bulletinにおける日本のNOCの所在地は、1948年3月発行の第9号以降、再度記載されるようになった。この時期以降も新たにIOCに加盟したNOCには、第14回大会への招待状が送付されていた。この事実を考慮すれば、日本に招待状が送付されなかった理由が、NOC所在地の不明という、事務的な問題のみにあったと考えるには無理がある。しかしながら、第14回大会組織委員会の理事会議事録には、日本に対する軋轢を感じさせる記録は見られなかった。そのため、この軋轢に関する事実を追求するには、更なる史料の検討が不可欠である。

本研究では、戦後日本のオリンピック・ムーブメント復帰に必要となるNOCの存在の認否については、IOCでは審議が保留されていたこと、第14回大会の組織委員会では審議の対象から外されていたことが明らかとなった。当時の『オリンピック憲章』の規約では、大会組織委員会に権限があったとする招待状の送付であるが、日本を招待しないという主導はIOCによってなされたのか

イギリスによってなされたのかは明らかにできなかった。今後は、IOCで重要な発言権を有した人物やイギリスのIOC委員らによる書簡等の文書史料を検討し、戦後日本のNOCの存在の認否とオリンピック・ムーブメントへの復帰問題について検討していきたい。

注および引用・参考文献

- 1) Peter J. Beck, The British Government and the Olympic movement: The 1948 London Olympics, The International Journal of the History of Sport, Vol.25 No.5, 2008, pp.615-647.
- 2) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, "The official report of the Organising Committee for the XIV Olympiad", The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, 1951, pp.546-547.
- 3) 和所泰史、來田享子、木村吉次「1948年オリンピック・ロンドン大会への日本不参加問題に関する日本国内における新聞、雑誌の報道」『体育史研究』第27号、2010年、pp.15-32.
- 4) 大日本體育協會『大日本體育協會史：上巻』大日本體育協會、1936年、pp.15-21.
- 5) 大日本體育會『大日本體育協會史：補遺』大日本體育會、1946年、p.17.
- 6) 日本体育協会『日本体育協会五十年史』日本体育協会、1963年、p.114.
- 7) 日本体育協会・日本オリンピック委員会『日本体育協会・日本オリンピック委員会100年史 part1』日本体育協会・日本オリンピック委員会、2012年、p.246.
- 8) 日本体育協会『日本体育協会五十年史』日本体育協会、1963年、p.87.
- 9) 和所泰史「戦後日本の国際スポーツ競技大会復帰過程に関する一考察：1946年～1947年の大日本体育会の動向に着目して」『スポーツ史研究』第32号、2019年、pp.15-30.
- 10) IOC, "OLYMPIC RULES" 1946 Edition.
- 11) IOC, "OLYMPIC RULES" 1949 Edition.
- 12) 毎日新聞社運動部編『オリンピックレポート』毎日新聞社、1948年、pp.239-256。1949年の「オリンピック憲章」は前年にあたる1948年に改正草案が各国に送られ、翌年に公

- 布された。『オリンピックレポート』は改正草案を受けての注解である。
- 13) 「日獨招待せず オリンピック 英再び表明」『朝日新聞：東京版』1947年3月5日、2面
 - 14) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, op.cit., p.22.
 - 15) Ibid.
 - 16) IOCストックホルム総会でIOC会長エドストロームと直接通信交換をすることができなかった大日本体育会は、共同通信社の記者を通して連絡を取り合っていた（『第15回オリンピック大会報告書』1953年、p.42.）。
 - 17) 現在の大韓民国。朝鮮は第二次世界大戦後、連合軍の管轄下となり、北はソビエト連邦軍政下、南はアメリカ軍政下に置かれていた。南の大韓民国は、アメリカの承認により1948年8月15日に建国されたため、第14回大会（1948年7月29日～8月14日）の時点では独立していなかった。そのため表記は「南朝鮮」とした。なお議事録の記載は“Corée”である。
 - 18) CIO, “Session du Comite International Olympique. Stockholm. 19-21 juin 1947”.
 - 19) CIO, “Session du Comite International Olympique. Lausanne. 3-6 septembre 1946”.
 - 20) CIO, Reprise de la Session du C.I.O., “IOC Bulletin”, No.5, 1947, p.12.
 - 21) Jürgen Buschmann and Karl Lennartz, Germany and the 1948 Olympic Games in London, Journal of Olympic History, Vol.6, 1998, pp.22-28.
 - 22) 日本体育協会（1953）『第15回オリンピック大会報告書』日本体育協会、p.42.
 - 23) CIO, La position de la Russie des Soviets, “IOC Bulletin”, No.5, 1947, p.26.
 - 24) CIO, “Session du Comite International Olympique. Saint-Moritz. 29-31 janvier - 2-8 février 1948”.
 - 25) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, op.cit., pp.546-547.
 - 26) CIO, Historique des Jeux Olympiques d’hiver, “IOC Bulletin”, No.7, 1947, pp.7-8.
 - 27) CIO, News from Japan, “IOC Bulletin”, No.8, 1948, p.1.
 - 28) CIO, “Session du Comite International Olympique. Londres. 27-29 juillet - 13 aout 1948”.
 - 29) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, op.cit., pp.546-547.
 - 30) CIO, “Commission Executive. Session de Londres. 23-24 juillet 1948”.
 - 31) CIO, Comites Olympiques Nationaux, “IOC Bulletin”, No.9, 1948, pp.4-5.
 - 32) 前掲、「1948年オリンピック・ロンドン大会への日本不参加問題に関する日本国内における新聞、雑誌の報道」
 - 33) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, op.cit., p.18.
 - 34) Ibid., pp.20-21.
 - 35) Ibid., p.18.
 - 36) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, “Minutes of the Third meeting of the Executive Committee, January 16th. 1947.
 - 37) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, “Minutes of the Sixth meeting of the Executive Committee, February 6th. 1947.
 - 38) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, “Minutes of the Seventh meeting of the Executive Committee, February 13th. 1947.
 - 39) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, “Minutes of the Eighth meeting of the Executive Committee, February 20th. 1947.
 - 40) The Organising Committee for the XIV

- Olympiad, London, 1948, “Minutes of the Tenth meeting of the Executive Committee, March 6th. 1947.
- 41) CIO, Comites Olympiques Nationaux, “IOC Bulletin”, No.3, 1947, pp.4-5.
- 42) CIO, Comites Olympiques Nationaux, “IOC Bulletin”, No.1, 1946, pp.5-6.
- 43) CIO, Comites Olympiques Nationaux, “IOC Bulletin”, No.2, 1946, pp.4-5.
- 44) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, “Minutes of the Twelfth meeting of the Executive Committee, March 20th. 1947.
- 45) The Organising Committee for the XIV Olympiad, London, 1948, “Minutes of the Fourteenth meeting of the Executive Committee, April 17th. 1947.

(2021年6月2日受付)
(2022年2月11日受理)